

新型コロナウイルス感染症の対応に関する
全国衛生主管部（局）長会議

令和2年2月6日（木） 13：30～15：30

於：厚生労働省低層棟2階講堂

厚生労働省

新型コロナウイルス感染症の対応に関する全国衛生主管部（局）長会議 次 第

日時：令和2年2月6日（木）

13：30～15：30

場所：厚生労働省低層棟2階講堂

1. 挨拶

厚生労働大臣 加藤 勝信 (13：30～13：40)

2. 議題

(1) 新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制について

医政局経済課医療機器政策室長 前田 彰久 (13：40～14：20)

(2) 新型コロナウイルス発生状況と定義等について

健康局結核感染症課長 日下 英司 (14：20～14：40)

(3) 新型コロナウイルス感染症に係る帰国者の健康状態の新たなフォローアップ体制

大臣官房生活衛生・食品安全審議官 浅沼 一成 (14：40～15：00)

(4) 情報発信について

大臣官房企画官 栗原 正明 (15：00～15：10)

(5) 新型コロナウイルス感染症の発生に伴うマスクの安定供給について

医政局経済課長 林 俊宏 (15：10～15：25)

(1) 新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制について

新型コロナウイルスに係る国内の医療体制整備について

目的

新型コロナウイルス感染症の対応として、住民の不安を軽減し、患者を診療体制等の整った医療機関に確実につなぎ、医療機関を発端とした感染症の蔓延をできる限り防止するため。

	帰国者・接触者相談センター	帰国者・接触者外来
期待される機能等	<ul style="list-style-type: none">・感染が疑われる者から電話で相談を受ける。・新型コロナウイルス感染症が疑わしいと思われる者が「帰国者・接触者外来」を適切に受診できるように調整する。・具体的には「帰国者・接触者外来」の所在地や、電話番号を伝え、受診前に必ず連絡して、受診する時刻及び入口等の「帰国者・接触者外来」を受診する際の注意事項について問い合わせるよう助言する。	<ul style="list-style-type: none">・新型コロナウイルス感染症が疑わしいと思われる者を診察し、鑑別診断を行い、入院の可否について判断を行う。・新型コロナウイルス感染症が疑わしいと思われる者が新型コロナウイルス感染症以外の疾患の患者と接触しないように配慮する。・可能な限り導線を分ける。・少なくとも診察室を分けることが望ましい。
設置時期等の目安	2月上旬を目処に各保健所等に設置。 ※ 保健所数 472箇所(H.31.4.1 現在)	2月上旬を目処に二次医療圏ごとに1箇所ずつ設置。 ※ 2次医療圏数 335箇所(H.30.4.1 現在)

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課
厚生労働省健康局結核感染症課

新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制について

新型コロナウイルス感染症について、感染の程度は依然として明らかではありませんが、中華人民共和国湖北省武漢市の滞在歴がない国内症例が発生している状況です。国民の不安を軽減するとともに、まん延をできる限り防止する観点から、貴都道府県内の保健所を設置する市及び特別区とも調整の上、下記のとおり、医療体制の整備を行っていただくようお願いします。なお、本件に係る補足事項については、別途御連絡する予定としています。

また、「帰国者・接触者外来」の設置状況、受診者数等及び「帰国者・接触者相談センター」の設置状況、相談件数等についての報告を別途依頼する予定ですので申し添えます。

記

1. 「帰国者・接触者外来」の設置について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に十分対応し、同感染症の疑い例（以下単に「疑い例」という。）（※）を、診療体制等の整った医療機関に確実につなぐため、疑い例を診察する「帰国者・接触者外来」を設置すること。目安として、2月上旬を目途に、二次医療圏ごとに1箇所以上、地域の感染状況等を鑑みながら設置すること。なお、「帰国者・接触者外来」を設置する医療機関は、感染症指定医療機関であることも可能である。

「帰国者・接触者外来」については、疑い例が新型コロナウイルス感染症以外の疾患の患者と接触しないよう、可能な限り動線を分ける（少なくとも診察室は分けることが望ましい）、必要な検査体制を確保する、医療従事者の十分な感染対策を行うなど、国民の不安を軽減するとともに、まん延をできる限り防止するよう努めること。

また、「帰国者・接触者外来」の設置に当たって、都道府県は以下の点に留意すること。

- ・新型コロナウイルス感染症の検査体制について、あらかじめ「帰国者・接触者外

来」を持つ医療機関と共有しておくこと。

- ・「帰国者・接触者外来」の運営支援のため、感染対策資機材の調達、人材の配分、医薬品の確保等を行うこと。
- ・「帰国者・接触者外来」を持つ医療機関名やその場所については、2の「帰国者・接触者相談センター」が相談を受け付け、受診が必要であると判断した場合に知らせること。なお、「帰国者・接触者相談センター」を通じて受診手順を理解した状態で疑い例が受診することで十分な感染防止を行うという「帰国者・接触者外来」の趣旨から、一般への公表については、原則行わないものとする。ただし、「帰国者・接触者相談センター」を通じずに疑い例が受診しても十分な感染防止を行うことができ、また、通常より多数の患者が受診することとなったとしても診療体制に支障を来さない医療機関であるような場合には、この限りではない。

(※) 新型コロナウイルス感染症の疑い例の定義（現時点の定義であり、今後変更の可能性がある。）

以下のⅠおよびⅡを満たす場合を「疑い例」とする。

Ⅰ 発熱(37.5 度以上)かつ呼吸器症状を有している。

Ⅱ 発症から 2 週間以内に、以下の (ア)、(イ) の曝露歴のいずれかを満たす。

(ア) 武漢市を含む湖北省への渡航歴がある。

(イ) 「武漢市を含む湖北省への渡航歴があり、発熱かつ呼吸器症状を有する人」との接触歴がある。

2. 「帰国者・接触者相談センター」の設置について

電話での相談を通じ、疑い例を「帰国者・接触者外来」へ受診させるよう調整を行う、「帰国者・接触者相談センター」を、1と同様に2月上旬を目途に、各保健所等に設置すること。

また、疑い例に該当する者は、医療機関を受診する前にまず「帰国者・接触者相談センター」へ電話により問い合わせること等を地域住民へ広く周知すること。

「帰国者・接触者相談センター」は、具体的には以下の対応を行う。

- ・疑い例から電話で相談を受け、「帰国者・接触者外来」へと受診調整する。
- ・その際、受診するよう指導した「帰国者・接触者外来」の電話番号を本人又はその家族等に伝え、受診前に必ず連絡して、受診する時刻及び入口等について問い合わせるよう指導する。
- ・状況に応じて、相談対応、受診調整が円滑に実施されるよう、適宜、対応人数、開設時間等を調整する。
- ・疑い例に該当しない場合は、適切な情報を与え、必要に応じて一般の医療機関を受診するよう指導する。

なお、「帰国者・接触者相談センター」は、全ての相談を受けるのではなく、疑い例を対象としたものであることに留意すること。(4. も参照のこと)

3. 一般の医療機関における診療について

一般の医療機関においては、患者が本来「帰国者・接触者外来」を受診すべき疑い例であることが受付等で判明した場合は、「帰国者・接触者相談センター」へ連絡の上での「帰国者・接触者外来」の受診を案内するよう、管内の医療機関に対し周知を図ること。

4. 一般電話相談の受付について

現在、厚生労働省では新型コロナウイルスに関する一般電話相談窓口を開設し、その電話番号をホームページにて公開しているところであるが、併せて貴都道府県の一般電話相談窓口に関する電話番号も掲載したいと考えている。

については、厚生労働省にて、貴都道府県の一般電話相談窓口に関する連絡先を別添1のとおりまとめているため、確認の上、①掲載の可否、②載せられない場合の理由、③連絡先の修正の有無について、下記の連絡先まで返信いただくようお願いする。

なお、住民の方々から相談を受けた場合は、別添2のQ&Aを御参考に、御対応いただきたい。

<参考>

○厚生労働省ホームページ掲載「新型コロナウイルスに関するQ&A」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_ga_00001.html

○厚生労働省の電話相談窓口 電話番号 03-3595-2285

受付時間 9時00分～21時00分（土日・祝日も実施）

事 務 連 絡
令和 2 年 2 月 5 日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課
厚生労働省健康局結核感染症課

新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制に関する補足資料の送付について
(その2)

新型コロナウイルス感染症について、帰国者・接触者外来及び帰国者・接触者相談センターの設置等について事務連絡を発出し、それらについての補足資料も発出しましたが、今般、補足資料の内容を更新しましたので、ご連絡します。本資料を確認の上、新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制に関して適切に運用いただくようお願いします。

また、首相官邸ホームページに「新型コロナウイルス感染症に備えて～一人ひとりができる対策を知っておこう～」(<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/index.html>)という国民の皆様向けの案内が作成されていますので、ご連絡します。

【連絡先】

厚生労働省医政局地域医療計画課 03-3595-2194

※「保健衛生施設等設備整備費補助金」に関する問合せ
健康局総務課指導調査室 03-3595-2242

新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制についての Q&A

(第2版)

○全般について

(問1) 「帰国者・接触者外来、帰国者・接触者センター」を設置する目的は何ですか？

(答) 感染が疑われる場合に、どこの医療機関を受診すべきかが分からないという住民の方々の不安を軽減し、また、患者を診療体制等の整った医療機関に確実につなぎ、医療機関を発端とした感染症のまん延をできる限り防止する観点から設置するものです。

(問2) 「帰国者・接触者相談センター」及び「帰国者・接触者外来」は、何時までに整備すればよいのですか。

(答) 概ね2月上旬までには整備してください。整備した際には、厚生労働省に報告をお願いします。

(問3) 「帰国者・接触者外来」は、いつまで継続すればよいのですか。

(答) 新型コロナウイルス感染が、仮に地域全体にまん延した場合には、「帰国者・接触者外来」を中止し、原則全ての一般の医療機関において、新型コロナウイルス感染症の診療を行う体制に移行します。なお、当該時期の判断の検討指標等の事項については、追ってお知らせします。

(問4) 新型コロナウイルスに係る医療体制を整備するにあたり、調整すべき関係機関はありますか。

(答) 地域の医療関係団体と調整の上、新型コロナウイルスに係る医療体制を整備して下さい。なお、厚生労働省において、日本医師会、日本医療法人協会、日本精神科病院協会、日本病院会、全日本病院協会、保健所長会等と整備の仕組みについて調整済みです。

(問5) 住民に対しどのように周知を行うのですか？

(答) 都道府県のホームページや広報紙などを活用して、「帰国者・接触者外来」の対象者や役割、受診手順等の情報の周知をお願いします。

また、その際、感染が疑われる場合は、まずは「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡することとあわせ、「帰国者・接触者相談センター」の電話番号を周知してください。

なお、「帰国者・接触者相談センター」を通じて受診手順を理解した状態で疑い例が受診することで十分な感染防止を行うという「帰国者・接触者外来」の趣旨から、「帰国者・接触者外来」を持つ医療機関名やその場所の一般への公表については原則行わないものとします。ただし、「帰国者・接触者相談センター」を通じずに疑い例が受診しても十分な感染防止を行うことができ、また、通常より多数の患者が受診することとなったとしても診療体制に支障を来さない医療機関であるような場合には、この限りではありません。

(問6) 「帰国者・接触者外来」、「帰国者・接触者相談センター」の設置に当たって参考にすべきものはありますか？

(答) 「新型インフルエンザ等対策ガイドライン(平成30年6月21日一部改定)」の「VI 医療体制に関するガイドライン」を参考にさせていただくことが可能です。

http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/keikaku/pdf/h300621gl_guideline.pdf

○ 「帰国者・接触者相談センター」について

(問1) 「帰国者・接触者相談センター」設置の目的は何ですか？

(答) 電話での相談を通じ、疑い例を帰国者・接触者外来へ確実に受診させるよう調整を行うこと等により、まん延をできる限り防止することです。

(問2) 「帰国者・接触者相談センター」の設置について教えてください。

(答) 「帰国者・接触者相談センター」は2月上旬を目途に、各保健所等に設置してください。「帰国者・接触者相談センター」での対応時間は各都道府県の判断に拠りますが、厚生労働省の新型コロナウイルスに係る電話相談窓口(9:00~21:00) 土日祝日を含む。)を参考にしてください。また、問い合わせ数に応じて、適宜関係機関に協力を要請し、十分な人員及び、電話回線数を確保するようにしてください。

(問3) 「帰国者・接触者相談センター」では何を行いますか？

(答)

- ・感染が疑われる者から電話で相談を受けるとともに、「帰国者・接触者外来」の受診が必要と考えられる者が適切に受診できるように調整してください。
- ・調整後は「帰国者・接触者外来」の電話番号を本人又はその家族等に伝えるとともに、受診前に必ず連絡して、受診する時刻及び入口等について問い合わせるよう説明してください。
- ・状況に応じて、相談対応、受診調整が円滑に実施されるよう、適宜、対応人数、開

設時間等を調整してください。

- ・ 疑い例に該当しない場合は、適切な情報を提供し、必要に応じて一般の医療機関を受診するよう説明してください。

○帰国者・接触者外来について

(問1) 「帰国者・接触者外来」の設置について教えてください。

(答)

- ・ 「帰国者・接触者外来」については、疑い例が新型コロナウイルス感染症以外の疾患の患者と接触しないよう、可能な限り動線を分ける（少なくとも診察室は分けることが望ましい。）、必要な検査体制を確保する、医療従事者の十分な感染対策を行うことができる医療機関に設置して下さい。
- ・ まずは、感染症指定医療機関に設置することを想定していますが、地域の実情に応じ、できるだけ身近な地域で受診できる体制を整備してください。
- ・ 2月上旬を目途に二次医療圏内に1箇所以上を目安として、地域の感染状況などを鑑みながら整備してください。

(問2) 疑い例の定義を教えてください。(更新)

(答) 現時点では疑い例とは、患者が次のア、イ、ウ又はエに該当し、かつ、他の感染症又は他の病因によることが明らかでなく、新型コロナウイルス感染症を疑う場合、これを鑑別診断に入れる。ただし、必ずしも次の要件に限定されるものではない。

ア 発熱または呼吸器症状（軽症の場合を含む。）を呈する者であって、新型コロナウイルス感染症であることが確定したものと濃厚接触歴があるもの

イ 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前14日以内にWHOの公表内容から新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域（新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域は湖北省をいう）に渡航又は居住していたもの

ウ 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前14日以内にWHOの公表内容から新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域（新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域は湖北省をいう）に渡航又は居住していたものと濃厚接触歴があるもの

エ 発熱、呼吸器症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断し（法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症に相当）、新型コロナウイルス感染症の鑑別を要したもの

※濃厚接触とは、次の範囲に該当するものである。

- ・新型コロナウイルス感染症が疑われるものと同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があったもの
- ・適切な感染防護無しに新型コロナウイルス感染症が疑われる患者を診察、看護若しくは介護していたもの
- ・新型コロナウイルス感染症が疑われるものの気道分泌液若しくは体液等の汚染物質に直接接触した可能性が高いもの

※「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について（一部改正）」（令和2年2月3日健感発0203第2号）を参照。

（問3）入口を分ける必要はありますか？

（答）可能な限り、一般の患者と動線を分けることが望ましいです。

○一般の医療機関（「帰国者・接触者外来」を有する医療機関以外）について

（問1）発熱、呼吸器症状の患者が来院した場合、どのように対応したらいいですか？

（答）疑い例に相当するか確認してください。疑い例の場合は、「帰国者・接触者相談センター」へ連絡の上で「帰国者・接触者外来」を受診することを案内してください。

（問2）疑い例の患者から電話での相談があった場合、どのように対応したらいいですか？

（答）「帰国者・接触者外来」を設置しない医療機関に対して、感染が懸念される者が直接受診した場合は、当該者にまずは「帰国者・接触者相談センター」に電話等で相談するよう説明する旨を周知してください。

（問3）保育園や学校等に通っている、疑い例の患者が発生した場合、どの様に対応しますか。

（答）「帰国者・接触者相談センター」へ連絡の上で「帰国者・接触者外来」を受診することを案内してください。

○帰国者・接触者外来の設置に対する支援について

(問1) 「帰国者・接触者外来」を設置するにあたって必要な経費の補助はあるのでしょうか。(新規)

(答) 感染症外来協力医療機関が以下の設備を整備する場合、「保健衛生施設等設備整備費補助金」の補助対象となります。(補助率：1/2)

- (1) 「HEPA フィルター付空気清浄機 (陰圧対応可能なものに限る)」
- (2) 「HEPA フィルター付パーテーション」
- (3) 「個人防護具」

また、現在、上記3つの設備に加えて「簡易ベッド」を補助対象設備に追加するため、交付要綱の改正作業を行っているところです。改正後の交付要綱は、準備ができ次第、発出します。

※参考に現在の交付要綱を添付します。P43 を参照してください。

(問2) 「感染症外来協力医療機関整備事業」で備品を整備する場合、事後申請でも経費補助できるのでしょうか。(新規)

(答) 事務連絡「新型コロナウイルス感染症に対応した医療提供体制について」(令和2年2月1日)が発出された令和2年2月1日以降に整備した設備で、以下に該当する場合は補助対象となります。

- (1) 「HEPA フィルター付空気清浄機 (陰圧対応可能なものに限る)」
- (2) 「HEPA フィルター付パーテーション」
- (3) 「個人防護具」
- (4) 「簡易ベッド」

なお、令和2年2月1日より前に整備したものは、上記(1)～(4)に該当する設備であっても補助対象にはなりません。

(問3) 「感染症外来協力医療機関整備事業」は「感染症外来協力医療機関」が交付対象要件となっているのですが、「帰国者・接触者外来」の設置に関して整備した設備が補助の対象となるのでしょうか。(新規)

(答) 今般の事務連絡「新型コロナウイルス感染症対応した医療体制について」(令和2年2月1日)に基づき設置された「帰国者・接触者外来」に限り、保健衛生施設等設備整備費補助金により感染症外来協力医療機関に対して補助する設備と同等の設備

(※) を補助することとします。

(※) 補助対象設備は(問2)の回答にある(1)～(4)です。

以上

(2) 新型コロナウイルス発生状況と定義等について

新型コロナウイルスに関連した感染症の発生状況等について

※令和2年2月5日 9時時点

	中国	日本	韓国	台湾	シンガポール	ネパール	タイ	ベトナム	マレーシア	オーストラリア
患者数	24324	19	16	11	24	1	25	10	10	13
死亡者数	490	0	0	0	0	0	0	0	0	0

	米国	カナダ	フランス	ドイツ	カンボジア	スリランカ	UAE	フィンランド	フィリピン	インド
患者数	11	4	6	12	1	1	5	1	2	3
死亡者数	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0

	イタリア	英国	ロシア	スウェーデン	スペイン	ベルギー	合計
患者数	2	2	2	1	1	1	24508
死亡者数	0	0	0	0	0	0	491

- 我が国で、1月15日に1例目、1月24日に2例目、1月25日に3例目、1月26日に4例目、1月28日に5－7例目、1月29日に8例目、1月30日に9－12例目、1月30日に13例目、2月1日に14例目－16例目、2月4日に17-19例目が確認されたところ。
- 日本での感染者3例（6、8、13例目）については、武漢市への滞在歴は確認されていない。6例目は、武漢市からのツアー客を乗せたバスの運転手であり、8例目は当該バスのガイドとして業務に従事。13例目の方も6例目の方の運転するバスにガイドとして乗車。
- 上記の患者のほか、無症状病原体保有者（症状はないが、検査が陽性となった者）が、日本で5例確認された。（その内、1例が症状を呈し16例目になった）（※クルーズ船については調査中。）

疑似症の範囲

厚生労働省(旧指針)		厚生労働省(新指針)	
疫学条件	臨床条件	疫学条件	臨床条件
発症14日以内に新型コロナウイルス感染者と濃厚接触をした者	発熱※または呼吸器症状	発症14日以内に新型コロナウイルス感染者と濃厚接触をした者	発熱※または呼吸器症状
発症14日以内に 武汉市 渡航歴がある者、 または武汉市への渡航歴があり発熱、呼吸器症状を有する者との接触歴	発熱※かつ 呼吸器症状かつ肺炎	発症14日以内に 湖北省 渡航歴がある者、または、 発症14日以内に湖北省滞在歴のある者と濃厚接触をした者	発熱※かつ 呼吸器症状(肺炎を疑わせる)
渡航歴にかかわらず	発熱※かつ入院を要する原因不明の肺炎	渡航歴関わらず	発熱※かつ入院を要する原因不明の肺炎

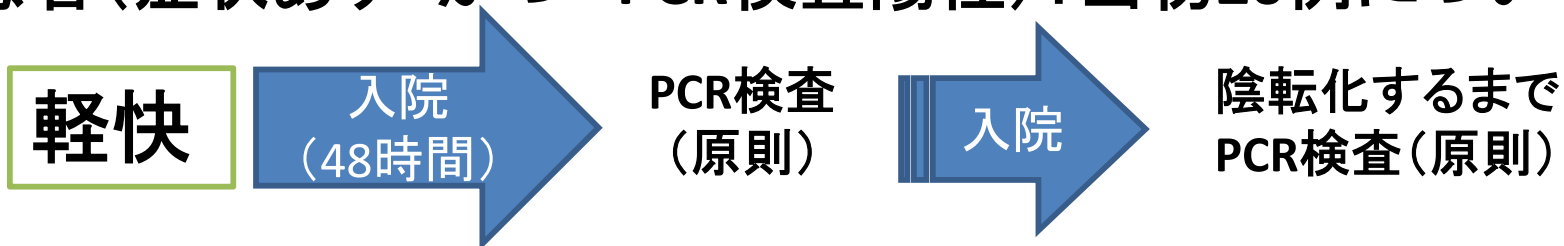
* 武汉市から対象地域を拡大
* 濃厚接触者の対象を拡大

※ 37.5°C以上

新型コロナウイルス感染症における退院等基準（軽快後）

軽快：**24時間発熱（37.5℃以上）なしかつ
呼吸器症状が改善傾向であること**

○ 患者（症状あり かつ PCR検査陽性）：当初20例について



軽快後、48時間毎にPCR検査を実施。陰転化が確認されたら、前回検体採取後12時間以後に再度採取を行い、二回連続で陰性が確認されたら退院可とする。

○ **（新規）**無症状病原体保有者（症状なし かつ PCR検査陽性）



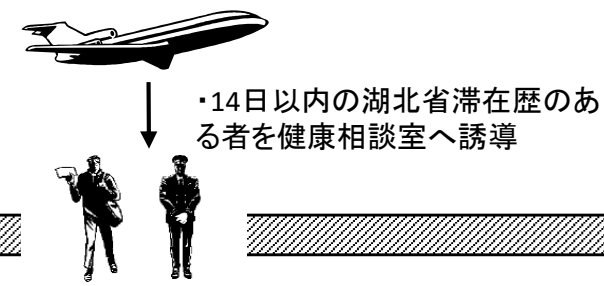
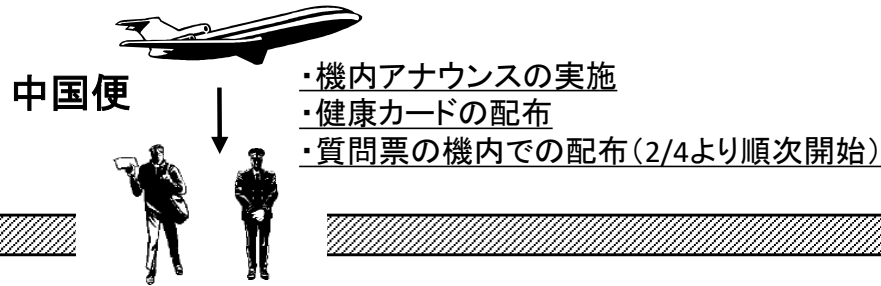
(3) 新型コロナウイルス感染症に係る帰国者の健康状態の新たなフォローアップ体制

新型コロナウイルス感染症に係る検疫フロー図（現在の取組状況）

R2.2.6時点

中国便に対する検疫の強化（2/1より開始）

中国便以外への検疫



検疫所

14日以内湖北省滞在歴なし

14日以内湖北省滞在歴あり

青紙の配布

赤紙の配布

健康相談の実施

（健康相談室）

質問票の記入

医師による問診、診察、体温測定、検査等を実施

・症状がある場合
・PCR検査が陽性の場合

左記以外

※赤紙所持の中国人は入国拒否

入国審査

健康相談の実施

仮に発症した場合、保健所に連絡し直ちに医療機関を受診

医療機関へ搬送

自宅等で健康フォローアップ

必要に応じて医療機関への受診勧奨等を実施

入院中・退院後の状況のフォローアップ

健康の状況のフォローアップ



厚生労働省 健康フォローアップセンター

- 自治体、勤務先企業等を通じて、健康フォローアップ対象者の検査結果、健康状態、所在地（医療機関、自宅、ホテル等）等の情報を把握する

感染症法の対象となる感染症の概観とその措置

分類	実施できる措置等	分類の考え方	必要性	
一類感染症	<ul style="list-style-type: none"> 対人：入院（都道府県知事が必要と認めるとき）等 対物：消毒等の措置 交通制限等の措置が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ヒトからヒトに伝染。 感染力と罹患した場合の重篤性から危険性を判断。 	国内での発生・拡大が想定され、又は発生・拡大した場合の危険性が大きいと考えられる感染症であり、感染拡大を防止するため。	
二類感染症	<ul style="list-style-type: none"> 対人：入院（都道府県知事が必要と認めるとき）等 対物：消毒等の措置 			
三類感染症	<ul style="list-style-type: none"> 対人：就業制限（都道府県知事が必要と認めるとき）等 対物：消毒等の措置 			
四類感染症	<ul style="list-style-type: none"> 動物等への措置を含む消毒等の措置 			<ul style="list-style-type: none"> 動物等を介してヒトに感染。
五類感染症	<ul style="list-style-type: none"> 国民や医療関係者への情報提供 			<ul style="list-style-type: none"> その他国民の健康に影響
新型インフルエンザ等感染症	<ul style="list-style-type: none"> 対人：入院（都道府県知事が必要と認めるとき）等 対物：消毒等の措置 政令により一類感染症相当の措置も可能 感染したおそれのある者に対する健康状態報告要請、外出自粛要請 等 	<ul style="list-style-type: none"> インフルエンザのうち新たに人から人に伝染する能力を有することとなったもの。 かつて世界的規模で流行したインフルエンザであってその後流行することなく長期間が経過しているもの。 	国内での発生・拡大を想定していなかった感染症について、実際に発生又はその危険性があるとき迅速に対応するため。	
指定感染症 (※)	<ul style="list-style-type: none"> 一～三類感染症に準じた対人、対物措置 ※政令で指定。一年で失効するが、一回に限り延長可。 	<ul style="list-style-type: none"> 既知の感染症で一から三類感染症と同様の危険性のあるもの。 		
新感染症	当初	厚生労働大臣が都道府県知事に対し、対応について個別に指導・助言		<ul style="list-style-type: none"> ヒトからヒトに伝染する未知の感染症。 危険性が極めて高い。
	要件指定後	一類感染症に準じた対応		

(参考)

検疫法に基づく隔離・停留等の措置の概要

類型	実施する措置	
検疫感染症	2条1号に規定する感染症一類感染症 エボラ出血熱、痘そう、ペスト等	質問、診察・検査、隔離、停留、消毒等 ※隔離・停留先は医療機関
	2条2号に規定する感染症 新型インフルエンザ等感染症	質問、診察・検査、隔離、停留、消毒等 ※停留は宿泊施設でも可能。
	2条3号に基づき政令で指定する感染症 チクングニア熱、鳥インフルエンザ (H5N1・H7N9)、デング熱、マラリア	質問、診察・検査、消毒等 (隔離・停留はできない。)
法34条に基づき政令で指定する感染症 (34条)	質問、診察・検査、隔離、停留、消毒等の全部又は一部 ※隔離・停留先は医療機関	

(4) 情報発信について



感染症対策 へのご協力を お願いします

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、
「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

①手洗い

正しい手の洗い方

手洗いの
前に

- ・爪は短く切っておきましょう
- ・時計や指輪は外しておきましょう

1



流水でよく手をぬらした後、石けんを
つけ、手のひらをよくこすります。

2



手の甲をのぼすようにこすります。

3



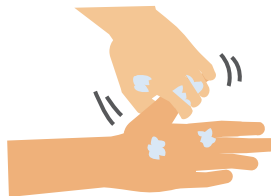
指先・爪の間を念入りにこすります。

4



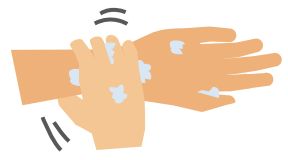
指の間を洗います。

5



親指と手のひらをねじり洗います。

6



手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

②咳エチケット

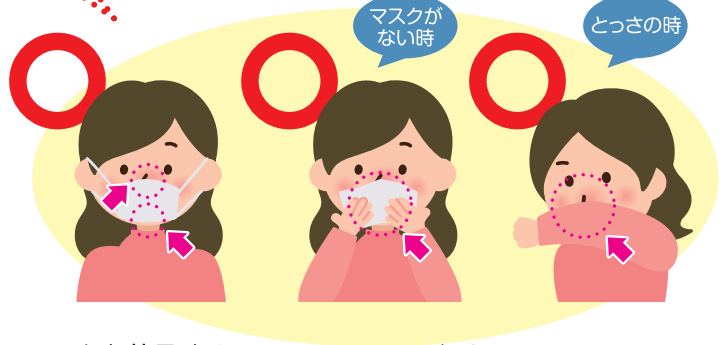
3つの咳エチケット

電車や職場、学校など
人が集まるところでやろう



何もせずに
咳やくしゃみをする

咳やくしゃみを
手でおさえる



マスクを着用する
(口・鼻を覆う)

ティッシュ・ハンカチで
口・鼻を覆う

袖で口・鼻を覆う

正しいマスクの着用



1 鼻と口の両方を
確実に覆う



2 ゴムひもを
耳にかける



3 隙間がないよう
鼻まで覆う

首相官邸
Prime Minister's Office of Japan

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

厚労省

検索



感染症対策へのご協力をおねがいします

！手洗い

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

ドアノブや電車のつり革など様々なものに触れることにより、自分の手にもウイルスが付着している可能性があります。

外出先からの帰宅時や**調理の前後**、**食事前**などこまめに手を洗います。

正しい手の洗い方

手洗いの前に
・爪は短く切っておきましょう
・時計や指輪は外しておきましょう

1



流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。

2



手の甲をのぼすようにこすります。

3



指先・爪の間を念入りにこすります。

4



指の間を洗います。

5



親指と手のひらをねじり洗いします。

6



手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

首相官邸
Prime Minister's Office of Japan

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

厚労省

検索



感染症対策へのご協力をおねがいします

咳エチケット

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

■ほかの人にうつさないために

くしゃみや咳が出るときは、飛沫にウイルスを含んでいるかもしれません。次のような咳エチケットを心がけましょう。

- ・**マスク**を着用します。
- ・ティッシュなどで**鼻と口を覆います**。
- ・とっさの時は**袖や上着の内側で覆います**。
- ・周囲の人から**なるべく離れます**。



3つの咳エチケット

電車や職場、学校など人が集まるところでやろう



マスクを着用する
(口・鼻を覆う)

ティッシュ・ハンカチで
口・鼻を覆う

袖で口・鼻を覆う



何もせずに
咳やくしゃみをする

咳やくしゃみを
手でおさえる

正しいマスクの着用



1 鼻と口の両方を
確実に覆う

2 ゴムひもを
耳にかける

3 隙間がないよう
鼻まで覆う

首相官邸
Prime Minister's Office of Japan

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

厚労省

検索



(5) 新型コロナウイルス感染症の発生に伴うマスクの安定供給について

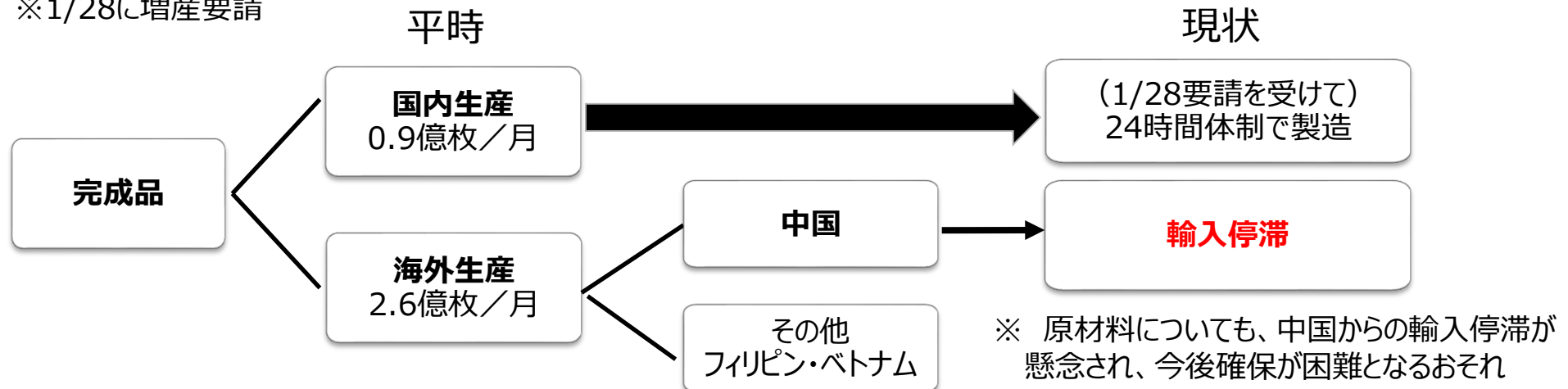
新型コロナウイルスによるマスク需給への影響と対策（一般用マスク）

現状

【需要】 2018年 43億枚／年（3.6億枚／月）

【供給（生産・輸入）】

※1/28に増産要請



【在庫】 メーカー在庫はほぼ残っていない。

薬局はどの店舗でも常時品薄状況。出荷制限により入荷見通しの立たない薬局もある。

今後の対応

- **メーカーの生産状況、店舗（薬局等）の在庫、入荷見込み等**を継続的に把握
- **国民向けの情報発信** ⇒ 生産・流通見込み量、感染防御策の発信 など

首相官邸HP（新型コロナウイルス関係特集ページ）より

一人ひとりができる新型コロナウイルス感染症対策は？

■ 新型コロナウイルスに感染しないようにするために

過剰に心配することなく、「手洗い」や「マスクの着用」を含む「咳エチケット」などの通常の感染症対策が重要です。

※マスクの効果は？

マスクは、咳やくしゃみによる飛沫及びそれらに含まれるウイルス等病原体の飛散を防ぐ効果が高いとされています。咳やくしゃみ等の症状のある人は積極的にマスクをつけましょう。

予防用にマスクを着用することは、混み合った場所、特に屋内や乗り物など換気が不十分な場所では一つの感染予防策と考えられますが、屋外などでは、相当混み合っていない限り、マスクを着用することによる効果はあまり認められていません。

新型コロナウイルスによるマスク需給への影響と対策（医療用マスク）

現状

【**需要**】 2018年 約13億枚／年（**約1億枚／月**） ※注；産業用マスクを含む

【**供給（生産・輸入）**】 ※1/28に増産要請

① サージカルマスク：国内約2千万枚/月、海外約7千万枚/月

国内は、1/28の増産要請を受けて、**24時間体制で製造**。一方、**中国からの輸入は停滞**。

② 高機能マスク（N95、DS2）

国内生産は少量。大半が中国製造。**中国からの輸入は停滞**。

【**在庫**】 メーカー在庫はほぼ残っていない。

各都道府県の備蓄や感染症指定医療機関の在庫状況を調査中

今後の対応

- メーカーの生産状況等を引き続き把握
- 都道府県・医療機関の備蓄・在庫を把握（2/4ㄨ切り、集計中）
- **医療従事者向けの情報発信** ⇒ 全国の備蓄状況や感染防御策（*）の発信 など

* 医療従事者の感染防御策；診察時はサージカルマスクで可。エアロゾル発生手技（吸引）を行う場合にN95マスク等を装着（新型コロナウイルス院内感染対策のガイドライン）（2/5医療関係団体に周知）

新型コロナウイルス感染症に対する対応と院内感染対策

(令和2年1月21日改訂 国立感染症研究所及び国立国際医療研究センター)

4. 新型コロナウイルス感染症の確定例・疑い例に対する感染対策

急性呼吸器感染症患者の診察時には標準予防策、つまり呼吸器症状を呈する患者本人にはサージカルマスクを着用させることを原則とし、医療従事者は、診察する際にサージカルマスクを含めた標準予防策を実施していることを前提とする。

そのうえで、新型コロナウイルス感染症患者の確定例、疑い例を診察する場合、

- I 標準予防策に加え、接触、飛沫予防策を行う。
- II 診察室および入院病床は個室が望ましい。
- III 診察室および入院病床は十分換気する。
- IV 患者の気道吸引、気管内挿管の処置などエアロゾル発生手技を実施する際には空気感染の可能性を考慮し N95 マスク、眼の防護具（ゴーグルまたはフェイスシールド）、長袖ガウン、手袋を装着する。
- V 患者の移動は医学的に必要な目的に限定する。

なお、新型コロナウイルス感染症患者の確定例、疑い例、または検査対象者が受診する医療機関においては、診察に関わらないがこれらの患者と対面する可能性のある職員（受付、案内係、警備員など）の感染予防策にも十分配慮する。

事務連絡
令和2年1月28日

(一社) 日本衛生材料工業連合会
(一社) 日本医薬品卸売業連合会
(一社) 日本医療機器販売業協会 } 御中

厚生労働省医政局経済課
経済産業省商務・サービスグループ
ヘルスケア産業課、医療・福祉機器産業室

新型コロナウイルスに関連した感染症の発生に伴う
マスクの安定供給について

衛生材料の安定供給については、平素より多大なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般の新型コロナウイルスに関連した感染症については、国民や医療関係者の皆様に対し、手洗いやマスクの着用など、一般的な衛生対策を心がけるよう、働きかけてまいりましたが、本日、感染症法・検疫法に基づく指定感染症・検疫感染症に指定し、必要な対策を講ずる方針となりました。

こうした中で、マスクについて需要が急速に増加していることから、貴会傘下の会員の皆様におかれましては、その供給に支障が生ずることのないよう、増産を図る等の措置を講じていただくとともに、分割納入等により適正な流通を図るよう、貴会傘下の会員に周知されるようお願いいたします。

また、今後、医政局経済課においてマスクの需給情報を継続的に収集し、必要な対応を図ることとしておりますので、経済課から連絡があった場合には、協力方宜しくお願いいたします。

なお、別途、薬局等の関係団体に対しても、過剰な発注や備蓄目的の買い占め等は控えるよう要請を行っております。

担当者連絡先 厚生労働省医政局経済課 山本、牛坊

TEL 03(5253)1111 内線 2530、4111

03(3595)2421 (夜間直通)

FAX 03(3507)9041

Email : yamamoto-ryuuta@mhlw.go.jp

gobou-keita@mhlw.go.jp

事務連絡
令和2年1月28日

(公社) 日本薬剤師会
日本チェーンドラッグストア協会
(一社) 日本保険薬局協会

御中

厚生労働省医政局経済課

新型コロナウイルスに関連した感染症の発生に伴う マスクの安定供給について

衛生材料の安定供給については、平素より多大なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般の新型コロナウイルスに関連した感染症については、国民や医療関係者の皆様に対し、手洗いやマスクの着用など、標準予防策を心がけるよう、働きかけてまいりましたが、本日、感染症法・検疫法に基づく指定感染症・検疫感染症に指定し、必要な対策を講ずる方針となりました。

こうした中で、マスクについて需要が急速に増加していることから、その供給に支障が生ずることのないよう、貴職におかれましては、下記の点についてご協力いただきますよう、貴団体傘下の薬局等に周知をしていただきますようお願い申し上げます。

なお、別途、製造販売業者及び卸売販売業者に対しても、増産を図る等によりマスクの安定供給を図るよう要請を行っております。

記

1. マスクの安定的な供給の確保の観点から、製造販売業者や卸売販売業者に対して過剰な発注は行わないよう、また、薬局等において買い占めや備蓄目的での過剰な在庫を抱えることのないようお願いいたします。
2. 薬局等へ一度に大量にマスクが納入されると、市場に流通するマスクの在庫量に与える影響が大きいことから、製造販売業者や卸売販売業者の分割納入に協力してください。

担当者連絡先 厚生労働省医政局経済課 山本、牛坊

TEL 03(5253)1111 内線 2530、4111

03(3595)2421 (夜間直通)

FAX 03(3507)9041

Email : yamamoto-ryuuta@mhlw.go.jp

gobou-keita@mhlw.go.jp

事 務 連 絡
令和 2 年 2 月 5 日

(別記) 御中

厚生労働省医政局経済課

新型コロナウイルスに関連した感染症の発生に伴う
マスク等の安定供給について

今般の新型コロナウイルスに関連した感染症に対する対応については、平素より多大なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症に対する対応と院内感染対策については、令和 2 年 1 月 21 日に改訂された国立感染症研究所及び国立国際医療研究センターの「新型コロナウイルス感染症に対する対応と院内感染対策」において示されているところです。

そこでは、確定例・疑い例の診察時には、医療従事者は、サージカルマスクの着用や手洗いといった標準予防策や、接触、飛沫予防策を実施することとされています。

また、エアロゾル発生手技を実施する際には N95 マスク、眼の防護具（ゴーグル又はフェイスシールド）、長袖ガウン、手袋を装着することとされています。

今後、国内での患者が増加することを想定すると、そうした症状を有する患者の方々に適切な医療を提供する体制を継続するためには、こうしたマスク等の防護具を医療現場に安定的に確保することが重要となります。

一方で、新型コロナウイルスの確定例・疑い例の診察等に必要となる各種防護具については、マスクを中心に、国内需給が逼迫している状況です。

については、今後、マスクや防護具等を必要とする医療機関への供給に支障が生ずることのないよう、貴職におかれましては、下記の点についてご協力いただきますよう、貴団体傘下の医療機関等に周知をしていただきますようお願い申し上げます。

記

1. 新型コロナウイルス感染症の確定例・疑い例の診察を行う医療従事者の感染防御策は、

- ・ 基本はサージカルマスクの着用や手洗いなどの標準的な予防策を講じれば良いこととされており、
- ・ より密閉性の高い高機能マスクは、気道吸引、気管内挿管の処置などエアロゾル発生手技を行う際に必要とされていることについて、御理解いただきますようお願いします。

2. マスクについては1月28日付け当課事務連絡にて関係業界団体を通じて増産要請を行い、現在、各社とも24時間体制で増産に当たっていますが、現場の需要を満たすには未だ時間を要する見通しです。

このため、マスクを必要とする医療機関への安定的な供給の確保の観点から、各医療機関の在庫等の状況に応じて、安定確保に向けた取り組みについてご理解・ご協力をお願いします。

担当者連絡先 厚生労働省医政局経済課 山本、牛坊

TEL 03(5253)1111 内線 2530、4111

03(3595)2421 (夜間直通)

FAX 03(3507)9041

Email : yamamoto-ryuuta@mhlw.go.jp

gobou-keita@mhlw.go.jp

(別記)

公益社団法人 日本医師会
公益社団法人 日本歯科医師会
一般社団法人 日本病院薬剤師会
公益社団法人 日本看護協会
公益社団法人 日本助産師会
公益社団法人 日本臨床工学技士会
一般社団法人 日本医療法人協会
公益社団法人 全日本病院協会
公益社団法人 全国自治体病院協議会
公益社団法人 日本精神科病院協会
一般社団法人 日本病院会
一般社団法人 日本私立医科大学協会
一般社団法人 日本私立歯科大学協会
公益社団法人 日本歯科技工士会
独立行政法人 国立病院機構
独立行政法人 労働者健康安全機構
公益社団法人 全国国民健康保険診療施設協議会
一般社団法人 全国公私病院連盟
社会福祉法人 恩賜財団済生会
日本赤十字社
国家公務員共済組合連合会
社会福祉法人 北海道社会事業協会
全国厚生農業協同組合連合会
健康保険組合連合会
独立行政法人地域医療機能推進機構
宮内庁長官官房秘書課
法務省矯正局矯正医療管理官
文部科学省高等教育局医学教育課
総務省自治行政局公務員部福利課
防衛省人事教育局衛生官
国立研究開発法人 国立国際医療研究センター
国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター
国立研究開発法人 国立がん研究センター
国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター
国立研究開発法人 国立成育医療研究センター
国立研究開発法人 国立循環器病研究センター